

東北大学植物園利用規定 (講義・観察会等)

第 1 条 この規定は、東北大学植物園（以下植物園という）の一般公開以外の利用について定めるものとする。

第 2 条 植物園は、次の各号に該当する場合に限り利用を許可するものとする。

1. 本学の部局・専攻等が教育研究等を行うために利用する場合。
2. 他大学または学術機関が教育研究等を行うために利用する場合。
3. 他機関が生涯教育等を行うために利用する場合。
4. その他植物園が適当と認めた場合。

第 3 条 利用の期間及び時間は次の通りとする。

期間： 通年（12月28日から翌年1月4日を除く）

時間： 8時30分から17時00分

第 4 条 植物園を利用する場合は、利用申請書を植物園園長（以下園長という）に提出しなければならない。

第 5 条 前条の願い出があった場合は、その利用目的等を検討し、適当と認めるものについて、必要な条件を付して許可するものとする。

2. 前項の規定により利用を許可したときは、許可証を交付する。

第 6 条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または第三者に利用させてはならない。

第 7 条 利用者は、施設およびその設備、備品等を破損もしくは滅失した場合、または許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

第 9 条 園長は、次の各号の一つに該当する時は、利用の許可を取り消し、または利用を中止させることがある。

1. 利用者が規定および許可条件に違反した時。
2. その他植物園が維持管理上必要と認めた時。

第 10 条 火気、危険物等は係員の指示による以外は使用してはならない。

第 11 条 利用者は、次ぎの事項を遵守しなければならない。

1. 公共の保安および風紀を守り、かつ係員の指示に従うこと。
2. その他別に定める注意事項。

付則

この規定は、植物園における申し合わせである。平成 10 年 4 月 1 日から施行する。平成 15 年 2 月 6 日一部改訂。

東北大学植物園利用規定 (調査・研究等)

第1条 この規定は、東北大学植物園（以下植物園という）の一般公開以外の利用について定めるものとする。

第2条 植物園は、次の各号に該当する場合に限り利用を許可するものとする。

- 1.本学の教職員・学生・大学院生等が調査・研究を行うために利用する場合。
- 2.他大学または学術機関に所属するものが調査・研究を行うために利用する場合。
- 3.その他植物園が適当と認めた場合。

第3条 利用の期間及び時間は次の通りとする。

期間：通年 ただし、閉園期間中及び閉園時間中にあつては係員の指示に従うものとする。

第4条 植物園を利用する場合は、調査・研究計画申請書を植物園園長（以下園長という）に提出しなければならない。

第5条 前条の申請があつた場合は、その利用目的等を検討し、適当と認めるものについて、必要な条件を付して許可するものとする。

第6条 調査研究は「青葉山の維持管理に関する基礎的研究」の一環として行なう場合以外は、文化庁長官の許可が必要であるので、別途申請すること。

第7条 園内で調査したデータは植物園のデータベースとして植物園に保管するので、研究終了後速やかに提出すること。

第8条 調査研究結果を毎年度末に行われる植物園の研究成果発表会で報告すること。

第9条 調査研究結果を論文等に発表する場合は、「青葉山の維持管理に関する基礎的研究」の一環であることを明記すること。また、論文は別刷3部を植物園に寄贈すること。

第10条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または第三者に利用させてはならない。

第11条 利用者は、施設およびその設備、備品等を破損もしくは滅失した場合、または許可条件に定める義務を履行しない場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

第12条 園長は、次の各号の一つに該当する時は、利用の許可を取り消し、または利用を中止させることがある。

- 1.利用者が規定および許可条件に違反した時。
- 2.その他植物園が維持管理上必要と認めた時。

第 13 条 火気、危険物等は係員の指示による以外は使用してはならない。

第 14 条 利用者は、下記の事項を遵守しなければならない。

- 1.公共の保安および風紀を守り、かつ係員の指示に従うこと。
- 2.その他別に定める注意事項。

付則

この規定は、植物園における申し合わせである。平成 10 年 4 月 1 日から施行する。平成 15 年 2 月 6 日一部改訂。